

# 渡利地区防災計画

令和6年3月



## 目 次

1	計画の目的	P 1
2	計画の対象範囲	P 1
3	地区で予想される災害・地区の危険区域	
(1)	予想される災害	P 1～P 2
(2)	危険区域	P 2
4	活動体制	P 3
5	活動方針	
(1)	平常時の取り組み	P 3～P 6
(2)	発災直前の対応	P 6～P 7
(3)	発災後の対応	P 7～P 8
6	計画の保管・修正等	P 8
7	福島市への提案（提出）	P 9
8	附則	P 9
別紙資料		
・別紙 1	渡利地区災害対策本部の連絡体制	P 10
・別紙 2	【参考】渡利地区防災計画に関する 渡利地区内の公共施設等	P 11
・別紙 3	渡利地区災害対応タイムライン	
3-1	大雨・台風対応	P 12
3-2	地震・火災対応	P 13



## 1 計画の目的

この計画は、「渡利地区防災計画」と称し、災害対策基本法に基づき策定するもので、地震、大雨洪水、大雪等の自然災害が発生もしくは発生が予想される場合及び大規模火災などの災害から地区で助け合い、支え合いながら地区住民の命を守るための計画であり、地区住民の防災意識の高揚と地区防災力の向上を図ることを目的とする。

## 2 計画の対象範囲

この計画の対象範囲は、渡利地区全域とする。

## 3 地区で予想される災害・地区の危険区域

### (1) 予想される災害

地区は「阿武隈川」沿いに位置し、また、地区の東側には阿武隈川に流下している「くるみ川」があり大雨時の洪水災害及び弁天山などの山間部における土砂災害が予想される。また、地区には沼やため池が多く点在し大雨時や地震時には決壊に注意が必要である。

#### ① 洪水（外水氾濫）

阿武隈川、くるみ川流域については、各河川の堤防決壊等による洪水災害が予想される。

特に、渡利第一町会、渡利舟場町内会、渡利第三区町内会、小倉寺町会、渡利岩谷町会の阿武隈川沿いは、洪水ハザードマップによると「家屋倒壊等氾濫想定区域」に指定されており阿武隈川の増水時は早期の避難が必要である。

#### ② 冠水・浸水（内水氾濫）

集中豪雨やゲリラ豪雨などにより、下水道・道路側溝・用水路などの排水施設から河川へ排出しきれずに田畑や道路への冠水及び住宅への浸水が予想される。「渡利地区防災マップ」及び「内水ハザードマップ」を参照

#### ③ 土砂災害

地区の山間部には、「土砂災害警戒区域」に指定されている地域が多く点在しており、大雨時及び地震発生時には土砂災害が予想される。

山ノ入町会、渡利東町会、三本木町会、渡利中央町会、渡利山際町会、渡利岩谷町会は、「土砂災害警戒区域」に指定され、山之内町会には、「土砂災害特別警戒区域」に指定されており、土砂災害への注意が必要である。

#### ④ 地震災害

東日本大震災、令和3年及び令和4年に発生した福島県沖地震の被害を振り返り、家屋倒壊、ブロック塀倒壊及び道路、橋梁の損壊並びに電気、水道などのライフラインの寸断が想定される。

⑤ 大規模火災

地区は住宅地が密集しており、地震などで火災が発生した場合、延焼等により大規模火災になることが危惧される。

⑥ 火山災害

吾妻山及び安達太良山が噴火した場合、地区には1～3cm程度の火山灰が堆積し、また、冬季積雪時に吾妻山が噴火し融雪型火山泥流が発生した場合に阿武隈川流域に泥流被害をもたらすと想定される。

特に渡利第一町会、渡利舟場町内会、渡利第三区町内会、渡利北部町内会の阿武隈川沿いは、2m以上の浸水被害が想定され注意が必要である。

⑦ 沼・ため池決壊災害

地区には、茶屋沼をはじめ大小の沼やため池が存在しており、大雨及び地震により決壊した場合には、沼等の下流地域に浸水被害をもたらすと予想される。

○茶屋沼が決壊した場合

山ノ入町会、高谷町内会、渡利館町会、中江扇田町内会、渡利北部町内会に浸水被害をもたらす。特に茶屋沼に近い山ノ入町会坂下地域は1.5m以上の浸水が予想される。

○滝ノ下沼が決壊した場合

渡利東町会、渡利館町会のくるみ川沿い地域は、50cm～1mの浸水が予想される。

○東土入沼が決壊した場合

渡利山際町会、沖町内会の国道114号線の西側沿いは、50cmの浸水が予想される。

○小舟沼が決壊した場合

渡利春日町会小舟地域の市道小舟線沿いから渡利春日町会中心部に、50cmの浸水が予想される。

(2) 危険区域

地区の危険区域については、(1)予想される災害を参考に渡利地区防災マップ、洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、吾妻山火山防災マップ、ため池ハザードマップ等に基づき、また、過去の災害履歴を勘案して危険区域を把握し地区で共有する。

特に台風や線状降水帯の集中豪雨による大雨時に氾濫が想定される阿武隈川流域に注意が必要である。

#### 4 活動体制

渡利地区災害対策本部を設置し、本部に本部長、副本部長及び事務局長を置く。

- (1) 本部を渡利支所に置く。
- (2) 本部長は渡利支所長、副本部長は渡利地区町会連合会長とし、事務局長は渡利支所主任とする。
- (3) 各町内会長及び地区の住民は、町内会で災害等が発生した場合は直ちに本部長に連絡する。

##### ※連絡内容項目

- ・いつ（発生日時）
- ・どこで（発生場所）
- ・どのように（被害状況）
- ・どうした（対応状況）

##### ※連絡内容一例

「〇〇町会長です。本日午前10時30分頃、〇〇町会〇〇地域の5棟が大雨により床下浸水が発生しています。居住者は全員無事です。今後浸水被害が増えると想定されますので消防署に情報提供しました。」

- (4) 本部長は、災害の被害状況等を市災害対策本部（危機管理室）へ報告する。また、事務局長は本部で得た情報を、各町会へ電話、メール等で連絡する。
- (5) 本部長は地区で災害が発生した場合、下記の機関に地区の災害状況を連絡し、地区内で被災情報を共有する。
  - ア 被災町内会以外の町内会長
  - イ 消防団第7分団
  - ウ 渡利方部民生児童委員協議会
  - エ 福島市渡利地域包括支援センター
  - オ 渡利学習センター
- (6) 渡利地区災害対策本部の連絡体制等・・・別紙1、別紙2

#### 5 活動方針

地区の防災活動を「平常時の取り組み」、「発災直前の対応」、「発災後の対応」に区分し、各町内会自主防災組織、消防団及び民生児童委員協議会などの関係者並びに地区住民一人ひとりが防災・減災活動に取り組むこととする。

##### (1) 平常時の取り組み

地区町内会は、平常時から防災・減災活動に取り組み、災害発生時に各町内会住民が連携協力し円滑に対応できるよう地域のつながりを育む活動を支援し、災害への備えをすることとする。

① 防災・減災知識の普及啓発

平常時に防災意識の向上を図っておくことは重要であることから、防災専門家の防災講話聴講、防災教育及び防災チラシの回覧などにより、防災知識の普及・啓発を図る。

特に、中高生等の若者世代の防災知識の習得を図るため、防災に関する情報提供等を行い、防災意識の高揚を図ることとする。

② 地区の安全点検

「渡利地区防災マップ」を参照に防災まち歩きなどの現地調査を行い、危険箇所や防災上問題のある場所等を確認するとともに、その改善や危険回避の方策を検討する。

③ 家庭内の対策

家庭内における災害対策として、以下の対策について町内会役員等から各家庭へ推奨する。

ア 地震対策として家具の転倒防止等の安全対策を講ずること。

イ 火災発生に備え、家庭用消火器や火災報知器を設置すること。

ウ 家族構成に適合した非常食・飲料水の備蓄及び避難する際に必要な「非常持ち出し袋」を準備しておくこと。

エ 定期的に災害に対する家族会議を行い、家族の状況や災害リスクに応じてどのような避難行動が必要か、どのタイミングでどこへ避難するのが適当なのかを、事前に家族で共有しておくこと。

④ 指定避難所等の周知徹底

ア 市からの「避難所開設情報」や「高齢者等避難」・「避難指示」の避難情報が発令された場合に避難する場所となる「指定緊急避難所」や「指定緊急避難場所」及び一時避難所として開設する「町内会集会所等」の位置とそれぞれへの経路等を日頃から地区住民に町内会役員等から周知する。

イ 避難所・避難場所等

(7) 指定避難所（地区内）

	避難所名	洪水	土砂	地震	火事	火山
避難所	1 福島市渡利学習センター	○	○	○	○	○
	2 渡利小学校	×	○	○	○	×
	3 渡利中学校	○	○	○	○	○
	4 南向台小学校	○	○	○	○	○
	5 福島南高等学校	×	○	○	○	×
	6 渡利幼稚園	×	○	○	○	×

※学校のグラウンドは避難場所としても使用可

(イ) 指定避難場所

場所	避難場所名		洪水	土砂	地震	火事	火山
	1	弁天山公園	○	×	○	○	○
2	いちい渡利店（駐車場）	×	×	○	○	×	

※弁天山公園：土砂災害に注意

(ウ) 町内会集会所（自主避難所）

	集会所名	洪水	土砂	地震	火事	火山
1	沖・番匠集会所	○	○	○	○	×
2	絵馬平集会所	○	○	○	○	○
3	山之内集会所	○	×	○	○	○
4	大豆塚団地集会所	○	×	○	○	○

※開設・運営は町会で行う

(エ) 福祉避難所

1	NCVふくしまアリーナ（福島体育館）	霞町4-45
2	渡利ふれあいセンター	渡利字番匠町43

※1の施設は発災当初から開設するが、2の施設は災害状況により開設する

(オ) ペット同伴避難所

1	勤労者青少年ホーム（音楽堂隣り）	入江町1-1
---	------------------	--------

⑤ 避難行動要支援者の把握

災害時に自ら避難することが困難な要介護認定者、一人暮らしの高齢者等の避難行動要支援者を災害から守るため、町内会役員等は平常時から対象者の把握に努めることとする。

ア 各町内会は、町内会に居住する避難行動要支援者を「避難行動要支援者登録名簿」等により把握に努めることとする。

また、日頃から対象者とのコミュニケーションを積極的に行い、適切な関係づくりをしておくこととする。

イ 各町内会は、避難行動要支援者制度に登録していない対象者の把握に積極的に努めることとする。

ウ 避難行動要支援者登録名簿については個人情報であることから、町内会長、町内会役員、民生児童委員、地域包括支援センター及び消防団等の関係者以外への情報提供は、当該避難行動要支援者又はその家族の同意が得られた場合に限ることとする。

## ⑥ 食料・物資の備蓄

各町内会は災害時に一時避難所となる集会所等に、飲料水、非常食及び毛布等を備蓄するよう努めるものとする。

また、各家庭においては、「③家庭内の対策」に準じて食料等を備蓄しておくよう各町内会は周知に努めることとする。

## ⑦ 災害対応タイムラインの周知徹底

ア 災害発生時又は災害が予想される場合に地区住民が迅速に対応できるよう「渡利地区災害対応タイムライン」を作成し、地区住民の周知徹底に努める。

イ 渡利地区災害対応タイムライン・・・別紙3

## ⑧ 防災訓練の実施

訓練は、災害発生時に慌てず的確に対応するために欠かせない行動であり、「訓練していないことは災害時にできない」ことを地区住民に周知しながら行うこととする。

訓練は、町内会単独訓練と町内会合同訓練（渡利地区防災訓練）の二つとする。

また、本部と各町会との円滑な連携を図るため、メール等デジタルを活用した伝達訓練を行うこととする。

### ア 町内会訓練

町内会ごとに、毎年、災害に応じた避難訓練等を行うこととする。

### イ 町内会合同訓練

合同訓練は、各町内会の連携を重視し、情報収集・伝達訓練、避難訓練等を行うこととする。細部については訓練実行委員会計画による。

## (2) 発災直前の対応

発災直前の対応は、災害の要因となる前兆現象の始まりから災害の発災までの行動で、各町内会内で気象情報、避難情報等の共有を図り、危険な場所からは早めの避難行動をするなど命を守る行動をすることを、町内会役員等で地区住民に周知するよう努める。

避難にあたっては、隣近所や避難行動要支援者などに可能な限り声掛けを行うなど近隣住民の安否確認を行い、地区からの逃げ遅れによる犠牲者を出さないように努める。

### ① 情報収集・伝達

地区住民は、気象庁が発表する気象情報、福島市が発令する避難情報及び災害情報等をテレビ、ラジオ、インターネット、屋外スピーカー等あらゆる手段で情報収集に努めることとする。

また、当該収集した情報は、既存の町内会連絡網やSNSなどを通じて、地区住民に周知し安全な避難に繋げる。

② 避難行動要支援者への災害情報等の伝達

避難行動要支援者登録制度に登録している対象者については、避難支援等実施者や町内会役員、民生児童委員、消防団員及び近隣住民が対象者宅への訪問や電話等により情報等を伝達するものとする。

また、避難行動要支援者登録制度に登録していない対象者に対しては、近隣住民が伝達するものとする。

③ 避難行動

福島市から「避難所開設情報」及び「高齢者等避難」や「避難指示」の避難情報が発令された場合は、その避難情報に従い、迅速に開設指定避難所や町内会集会所等に避難するか、平常時に家族で話し合った安全な地域にある親戚や友人・知人宅へ避難することを町内会役員等から周知する。

④ 避難行動要支援者の避難支援

ア 近隣住民や民生児童委員等の方々の支援が重要であり、各町内会は避難行動要支援者1名に対して支援者2～3名を指名する等の支援体制づくりを行い、対象者の安全を確保することに努める。(支援者1名の場合、支援者が不在の場合を考慮して複数の支援者が必要である。)

イ 個別避難支援プランが策定されている避難行動要支援者については、避難支援等実施者が避難支援を行うこととする。

(3) 発災後の対応

災害時には死傷者発生や火災の発生など様々な予期せぬ事態が起こる可能性があることから、消防・警察等の防災関係機関と連携協力しながら地区住民で力を合わせて被害を最小限にとどめるよう行動する。

① 救出・救護活動

地震、洪水等の自然災害により地区住民が受傷した場合及び建物倒壊等により安否が確認できない場合は消防（119番）に通報する。

消防が到着するまでの間、応急処置ができる住民は応急処置を行う。

また、大規模災害時には、消防など公的機関の現場進出が困難な状況も想定されることから、近隣住民が身の安全を確保し、協力して近くの医療機関に搬送するものとする。

② 地区内の災害情報の共有

災害が発生した場合、本計画「4活動体制」に基づき、災害が発生した区域の町内会長は本部（渡利支所）に災害発生を連絡する。

また、本部長（支所長）は下記の機関に情報提供し、当該災害情報を共有することにより地区全体での適切な防災・減災活動に資することとする。

ア 被災町内会以外の町内会

イ 消防団第7分団

- ウ 渡利方部民生児童委員協議会
- エ 福島市渡利地域包括支援センター
- オ 渡利学習センター

③ 指定避難所・集会所等への誘導及び開設運営支援

- ア 指定避難所が開設された場合には、各町内会は協力して避難所への誘導を行うこととする。
- イ 指定避難所に避難した場合、地区住民はその開設運営にできる限り協力するものとする。
- ウ 町内会集会所を一時避難所として開設した場合、当該町内会住民は開設運営にできる限り協力するものとする。

④ 感染症対策

災害時において感染症の発生や拡大がみられる場合は、保健所と連携し、避難所において必要な感染症対策を講じるものとする。

⑤ 火災対応

地区内で火災が発生した場合、消防が到着するまでの間、地区住民は自分自身の安全を確保した上で、家庭用消火器などで初期消火活動を行い延焼拡大の防止に努めるものとする。

⑥ 大雪対応

行政の除雪がとどきにくい生活道路及び通学路や利用者の多い歩道は、地区住民が協力して除雪作業を行い住民の通行を確保するとともに、一人暮らしの高齢者や障がいを持った方など、自身で除雪作業が困難な世帯の除雪や、緊急対応が求められる消火栓の除雪は、地区住民が協力して除雪の支援を行い、安全な生活の確保を図ることとする。

⑦ 被災町内会への支援

まずは自分自身及び家族の安全確保をした上で、各町内会は被災した町内会に対し渡利地区災害対策本部の調整を経て、人的及び物的支援を行うこととする。

6 計画の保管・修正等

- (1) 計画は、本部長、副本部長、作成委員及び各町内会役員等が所持保管する。役職交代時には、本計画を申し送ることとする。
- (2) 計画データは、本部長、市役所危機管理室が保管する。計画を修正した場合は、本部長は危機管理室へ報告する。

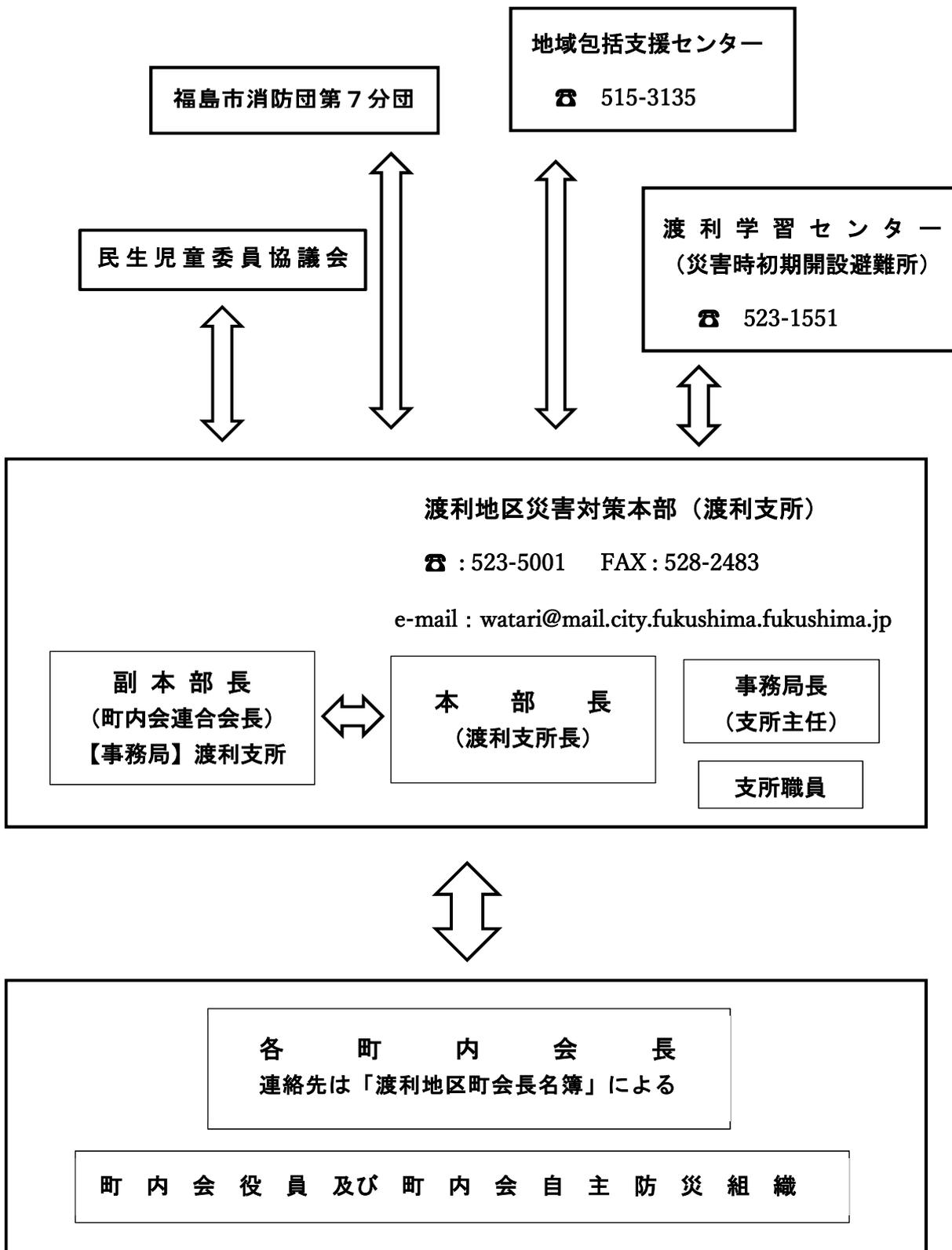
**7 福島市への提案（提出）**

作成した「渡利地区防災計画」を市に提出し、市は計画を福島市防災会議に諮り、福島市地域防災計画に定める。

**8 附則**

この計画は、令和6年4月1日より施行する。

## 渡利地区災害対策本部の連絡体制



## 【参考】

## 渡利地区防災計画に係る渡利地区内の公共施設等

施設名	所在地	
福島市役所渡利支所	渡利字舟場7-1	523-5001
福島市渡利地域包括支援センター	渡利字中江町29-3	515-3135
福島市渡利学習センター	渡利字岩崎町190	523-1551
渡利ふれあいセンター	渡利字番匠町43	522-2564
福島市立渡利小学校	渡利字八幡町120	523-5400
福島市立南向台小学校	南向台二丁目36-1	522-2633
福島市立渡利中学校	渡利字平内町106	523-5500
福島警察署松齡橋交番	渡利字舟場12-1	522-1224

## 渡利地区防災計画に係る福島市内の公共施設等

NCV ふくしまアリーナ (福島体育館)	霞町4-45	535-4106
勤労者青少年ホーム (音楽堂隣り)	入江町1-1	531-6221
福島消防署	天神町14-25	534-9105 (緊急時119)
福島警察署	上町7-31	522-2121

## 渡利地区災害対応タイムライン

## 1 大雨・台風対応（災害発生時をH時とした。）

時 期	状 況	対 応 等
2 日前 (H-48h)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島市に 「大雨注意報」発表</li> <li>・台風は2日後に福島県を通過すると予想される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台風情報の収集・伝達</li> <li>・地区住民がテレビ等を活用し情報収集</li> <li>・各町内会連絡網等により伝達し台風情報の共有を図る。特に避難行動要支援者への伝達を重視</li> </ul>
1 日前 (H-24h)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風が東海地方に上陸</li> <li>・福島市に 「大雨・洪水警報」発令</li> <li>・福島市が避難所開設</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 渡利地区災害対策本部設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報及び避難所開設情報を各町内会へ連絡</li> <li>当初開設される避難所 渡利学習センター</li> <li>・警報発令、避難所開設情報の広報活動</li> <li>・地区の被害状況確認</li> </ul> </li> <li>2 各町内会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の支援準備</li> </ul> </li> </ol>
12時間前 ～ 6時間前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風が関東地方を通過</li> <li>・「大雨・洪水警報」継続</li> <li>・阿武隈川の水位上昇</li> <li>・福島市が阿武隈川流域に 「高齢者等避難」発令</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策本部 <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風情報収集・伝達</li> <li>・避難情報を各町内会へ連絡</li> <li>・地区の被害状況、避難状況の把握及び市災害対策本部へ報告</li> </ul> </li> <li>2 各町内会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難開始、避難誘導</li> <li>・避難所、集会所開設運営支援</li> <li>・被害状況及び避難状況を対策本部へ報告</li> </ul> </li> </ol>
H 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風が福島市を通過</li> <li>・「大雨・洪水警報」継続</li> <li>・阿武隈川 「氾濫危険水位」に到達</li> <li>・福島市が阿武隈川流域に 「避難指示」発令</li> <li>・〇〇町内会で浸水被害発生</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策本部 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報を各町内会へ連絡</li> <li>・地区の被害状況、避難状況把握及び市災害対策本部へ報告</li> <li>・被災町内会の状況確認及び各町内会へ報告（状況共有）</li> <li>・被災町内会への支援検討</li> </ul> </li> <li>2 町内会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況、避難状況把握</li> <li>・対策本部へ状況報告</li> </ul> </li> </ol>

## 2 地震・火災対応（地震（震度5以上）発生時をH時とした。）

時 期	状 況	対 応 等
H 時 地震発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県沖を震源とする M7.5 の地震発生</li> <li>・福島市 震度6弱</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町内会各家庭 安全確保行動（シェイクアウト）を取る。 ①まず低く ②頭を守る ③動かない (火災発生時は消防署への通報)</li> <li>2 渡利地区災害対策本部設置</li> </ol>
H時+30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇町内会で家屋倒壊</li> <li>・××町内会で火災発生</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各町内会 町内会各世帯の安否確認及び被害状況把握</li> <li>2 火災発生町内会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署へ要請</li> <li>・住民及び消防団による初期消火活動</li> </ul> </li> <li>3 対策本部 被害状況の把握、市対策本部へ報告</li> </ol>
H時+1h	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇町内会倒壊家屋に生存者あり</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 倒壊家屋発生町内会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の協力による救出活動及び救急措置</li> <li>・消防署へ要請</li> </ul> </li> <li>2 各町内会 安否確認及び被害状況把握を継続 集会所を避難所とする準備開始</li> <li>3 対策本部 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況把握継続</li> <li>・各町内会へ地区の被害状況連絡</li> </ul> </li> </ol>
H時+ 2h以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島市避難所開設</li> <li>・各町内会集会所開設</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各町内会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・集会所開設し被災者を受け入れ</li> <li>・被害状況等を対策本部に報告</li> <li>・支援物資、食糧などを調達</li> </ul> </li> <li>2 対策本部 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況、避難状況の把握継続</li> <li>・被災町内会への支援検討</li> <li>・市対策本部へ状況報告</li> </ul> </li> </ol>